

## 社会福祉法人 聖光みのり会 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

### 1. 計画期間

平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

### 2. 内 容

目標 1：女性職員の育児休業取得率については 100%を堅持するとともに、休業中のサポートを充実し、職場復帰しやすい環境の整備に努める。

対 策 平成 30 年 4 月 1 日～

○育児休業制度について、制度の周知を図る。

○男性職員に対して、育児休業制度について啓発を図る。

目標 2：就学前の子を養育する職員に対して、時間外労働の制限ほかについて制度の周知を図る。

対 策 平成 30 年 4 月 1 日～

○対象職員に時間外労働をさせなくてよい職場環境にするための取り組みを検討する。

目標 3：全職員の年次有給休暇の取得日数について、1 人当たり平均で年間 10 日以上とする。

対 策 平成 30 年 4 月 1 日～

○28 年度及び 29 年度の取得状況を把握し、職域別の取得状況を基に取得率向上のための職場環境整備に取り組む。